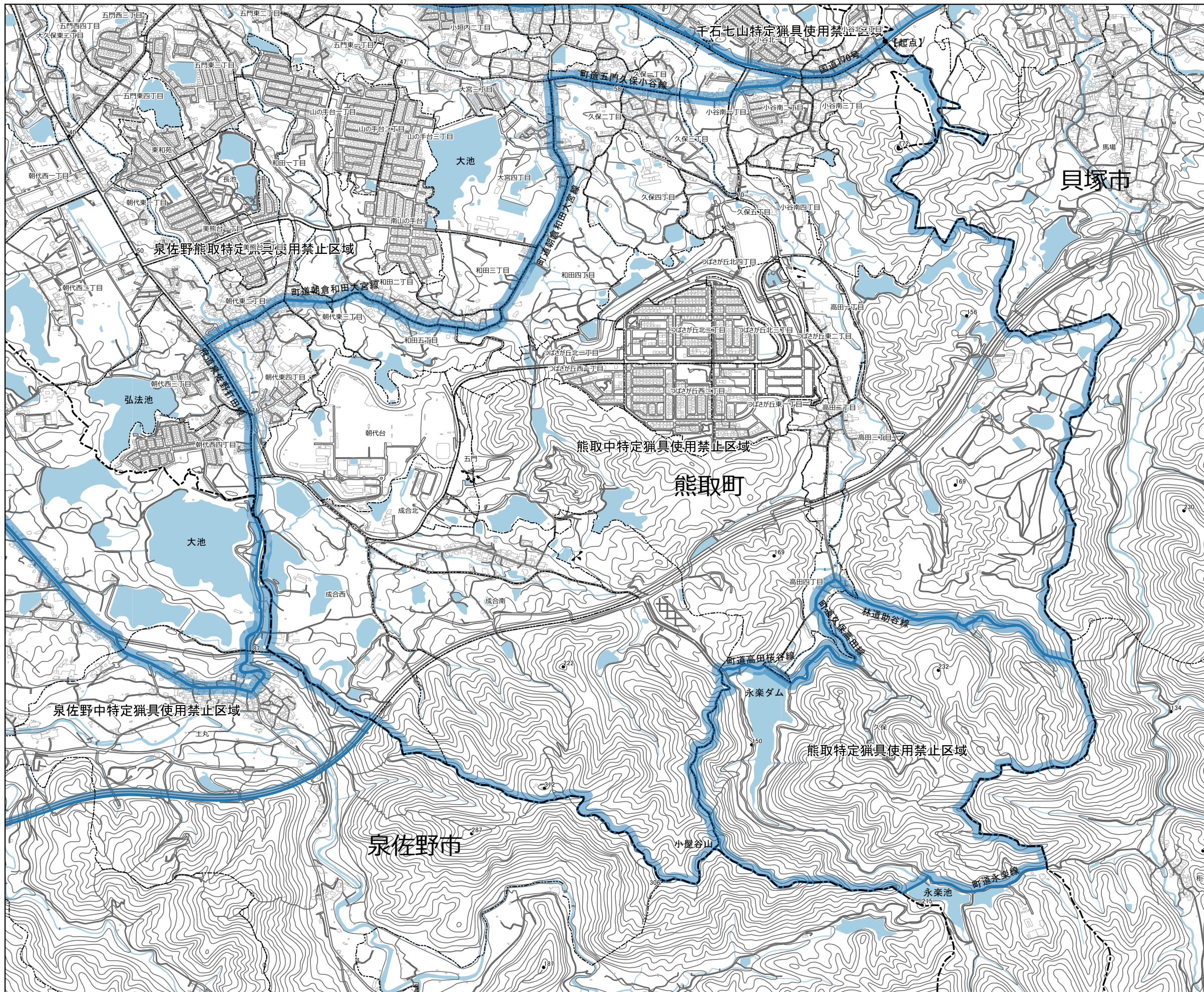


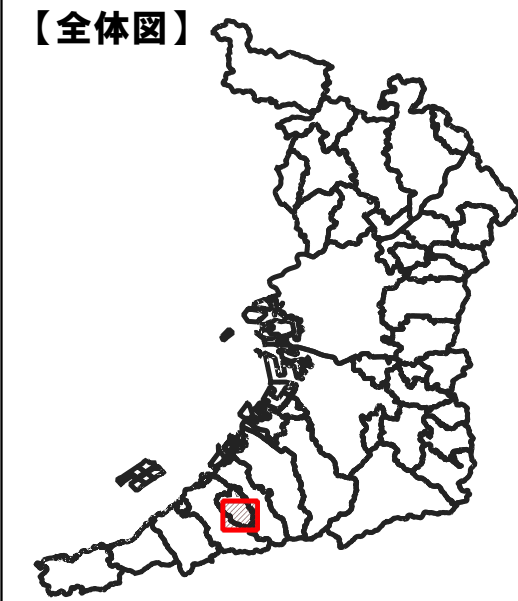
# 61 熊取中特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

熊取町と貝塚市との境界線と国道170号線との交点を起点とし、国道170号線、町道小谷線、町道小谷穴釜線、町道五門久保小谷線、町道朝代和田大宮線、府道泉佐野打田線、泉佐野市との境界線、小屋谷山山頂から町道朝代成合永楽線の終点地点に通じる尾根上の小道及び永楽タムの堰堤、町道高田桜谷線、町道久保高田線、林道助谷線、林道助谷線の道中から貝塚市との境界線に至る小道及び貝塚市と熊取町との境界線に囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。